○外務省告示第四百七十一号

1　国政府との間に行われた。
　平成二十一年八月二十四日にナイロビで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和
2　生産物及び役務の購入のための食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧
3　贈与額　六億七千万円
　贈与の供与期限　平成二十二年八月三十一日まで
4　署名者
　日本国側　岩谷滋雄在ケニア大使
　ケニア側　ウフル・ケニャッタ副首相兼財務大臣
　平成二十一年九月四日
外務大臣　中曽根弘文

○厚生労働省告示第四百十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。
　平成二十一年九月四日
厚生労働大臣　舛添　要一

別表に第29部として次のように加える。

第29部　追　補　㉕

内　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アボルブカプセル0.5mg	0.5mg１カプセル	206.50
（か）		
カデュエットｰ配合錠１番	１錠	96.80
カデュエットｰ配合錠２番	１錠	153.20
カデュエットｰ配合錠３番	１錠	126.80
カデュエットｰ配合錠４番	１錠	183.20
（ら）		
ラジレス錠150mg	150mg１錠	168.00
（り）		
リフレックス錠15mg	15mg１錠	169.30
（れ）		
レメロン錠15mg	15mg１錠	169.30

外　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アズマネックスツイストヘラー100μg60吸入	６mg１キット（100μg）	2,547.20
（る）		
ルミガン点眼液0.03%	0.03%１mL	960.00

○厚生労働省告示第二百号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第八条第二号の規定に基づき、平成二十一年厚生労働省告示第一号（株式会社日本政策金融公庫法施行令第八条第二号の規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件）の一部を次のように改正する。
　平成二十一年九月四日
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一

第二項中「旅館業法」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業及び喫茶店営業並びに旅館業法」に改める。

○国土交通省告示第九百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十一年九月四日
国土交通大臣　金子　一義

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道275号改築工事（苗穂拡幅・北海道札幌市中央区北１条東18丁目地内から同市東区苗穂町13丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道札幌市中央区北１条東18丁目及び東19丁目並びに北２条東20丁目地内

　北海道札幌市東区苗穂町11丁目、12丁目、13丁目及び16丁目地内

２　使用の部分　北海道札幌市中央区北１条東18丁目及び東19丁目並びに北２条東20丁目地内

第４　事業の認定をした理由

　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

　申請に係る事業は、北海道札幌市中央区北１条東14丁目地内の一般国道12号との交差点から同市東区苗穂町13丁目地内までの延長1.37㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道275号改築工事（苗穂拡幅）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

　本件事業のうち、「一般国道275号改築工事（苗穂拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

　さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として設置する資材置場、工事用道路及び現場工事事務所の仮設工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

　したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

　一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

　したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

　一般国道275号（以下「本路線」という。）は、北海道札幌市を起点とし、江別市、深川市等を経由して北海道枝幸郡浜頓別町に至る延長281.5㎞の主要幹線道路である。

　本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、流通施設への物流及び都市間高速バス等の通過交通と地域住民の日常生活による域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多く、本件区間の前後区間が既に４車線化されているにもかかわらず、２車線の道路であることから慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

　平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、札幌市中央区北１条東18丁目地内で29,041台／日、混雑度は1.71となっている。

　本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

　なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、平成20年８月及び平成21年５月に、同法等に準じて任意で環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

　したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。